

## 千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例

平成五年二月十八日  
条例第二号改正 平成一二年一〇月一三日条例第五八号 平成一二年一二月 八日条例第七七号  
平成二〇年 三月二八日条例第一二号 平成二七年 三月二〇日条例第一七号

## 千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例

## (目的)

第一条 この条例は、社会福祉士及び介護福祉士（以下「社会福祉士等」という。）を養成する県内の学校、養成施設等に在学する者等で将来県内において社会福祉士等の業務に従事しようとするものに対し、予算の範囲内で学資を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって社会福祉士等の充足に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、「社会福祉士養成施設」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第七条第二号又は第三号の規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに都道府県知事の指定した養成施設をいう。

2 この条例において、「介護福祉士養成施設」とは、法第三十九条第一号から第三号までの規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに都道府県知事の指定した養成施設をいう。

一部改正〔平成一二年条例七七号・二〇年一二号・二七年一七号〕

## (貸付けの対象)

第三条 知事は、次の各号に掲げる者であつて、将来県内において社会福祉士等の業務に従事しようとするものに対し、それぞれ当該各号に定める種類の修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることができる。

- 一 県内の社会福祉士養成施設（通信課程のものを除く。以下同じ。）に在学している者及び県外の社会福祉士養成施設に在学し、かつ、県内に住所を有する者 社会福祉士修学資金
- 二 県内の介護福祉士養成施設に在学している者及び県外の介護福祉士養成施設に在学し、かつ、県内に住所を有する者 介護福祉士修学資金

## (貸付金額)

第四条 修学資金の貸付金額は、月額三万六千円とする。

## (貸付けの期間等)

第五条 修学資金は、次条第二項の規定による貸付けの決定の通知において定められる月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者が在学している社会福祉士養成施設又は介護福祉士養成施設（以下「養成施設」という。）の正規の修業期間を終了する月まで、毎月本人に貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 修学資金は、無利子とする。

## (貸付けの申請及び決定)

第六条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人一名を立て、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請があつたときは、選考の上、貸付けの可否を決定し、その旨を本人に通知するものとする。

## (貸付けの決定の取消し等)

第七条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、前条第二項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、知事は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

- 一 死亡したとき。
- 二 退学したとき。
- 三 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- 四 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。

2 知事は、借受人が休学し、停学の処分を受け、又は一月以上引き続いて欠席したときは、これらの事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由のやんだ日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。

3 知事は、借受人が正当な理由がなくて、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第八条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（前条第二項の規定により貸付けを受けなかった期間を除く。）に相当する期間（第十条の規定により返還が猶予されたときは、当該猶予期間を合算した期間とする。）内に借り受けた修学資金を月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

一 前条第一項の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

二 養成施設を卒業した日から一年以内に法第二十八条又は第四十二条第一項の規定による社会福祉士等の登録（以下「登録」という。）を受けなかったとき。

三 養成施設を卒業した日から一年以内に県内において社会福祉士等の業務に従事しなかったとき。

四 次条第一項の規定により返還の債務の免除を受ける前に、社会福祉士等の業務外の事由により死亡し、又は県内において社会福祉士等の業務に従事しなくなったとき。

(返還の免除)

第九条 知事は、借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

一 養成施設を卒業した後（次条第三号の規定により修学資金の返還の猶予を受けるときは、同号に掲げる事由の消滅した後）、県内において社会福祉士等の業務に引き続き七年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（養成施設の入学時において、四十五歳以上の者で離職した日から二年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあつては、三年間）従事したとき。ただし、同号に掲げる事由がなくて、養成施設を卒業した日から一年以内に、登録を受けず、かつ、県内において当該業務に従事しなかったときを除く。

二 前号に規定する社会福祉士等の業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、貸し付けた修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

一 前項第一号に規定する場合を除くほか、養成施設を卒業した日から一年以内に（次条第三号の規定により修学資金の返還の猶予を受けるときは、同号に掲げる事由の消滅した後直ちに）、登録を受け、かつ、県内において引き続き社会福祉士等の業務に従事したとき。

二 前項第二号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったとき。

一部改正〔平成一二年条例五八号〕

(返還の猶予)

第十条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

一 第七条第一項第三号又は第四号の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された後も引き続き当該貸付けの決定に係る養成施設に在学しているとき。

二 養成施設を卒業した日から一年以内に（次号の規定により修学資金の返還の猶予を受けるときは、同号に掲げる事由の消滅した後直ちに）、登録を受け、かつ、県内において社会福祉士等の業務に従事しているとき。

三 前条第一項第二号及び第二項第二号に規定する場合を除くほか、災害、病気その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき。

(延滞利子の徴収)

第十一条 借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日か

ら返還した日までの日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年十四・五パーセントの割合をも  
って計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。ただし、その計算して得  
た額が百円未満の場合は、この限りでない。

2 知事は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由  
があると認めるときは、前項の延滞利子を減免することができる。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年十月十三日条例第五十八号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の  
規定は、平成十二年四月一日から適用する。

附 則 (平成十二年十二月八日条例第七十七号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成二十年三月二十八日条例第十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月二十日条例第十七号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。